

減免の種類と要件

1 水道料金及び下水道使用料減免【根拠：川崎市水道条例施行規程第57条及び川崎市下水道条例施行規程第20条】

(1) 減免の対象者及び要件

使用者又は使用者と同一の世帯に属する者が、次のいずれかに該当するとき。

対象者	要件
①身体障害者	身体障害者手帳の交付を受けている方で、1級又は2級の障害を有する場合
②知的障害者	児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知能指数が35以下と判定された場合
③精神障害者	精神障害者手帳の交付を受けている方で、1級の障害を有する場合
④重複障害者	次の(1)～(3)のうち2つ以上に該当する場合 (1) 身体障害者手帳の交付を受けている方で、3級の障害を有する場合 (2) 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知能指数が50以下と判定された場合 (3) 精神障害者手帳の交付を受けている方で、2級の障害を有する場合
⑤要介護高齢者	在宅の年齢65歳以上の方で、要介護認定により要介護4又は5の認定を受けられた方

(2) 減免額

1月あたり基本料金及び10m³までの超過額（最大：水道料金792円、下水道使用料748円）

2 下水道使用料施設減免【根拠：川崎市下水道条例施行規程第20条】

(1) 対象となる施設（国又は地方公共団体が経営するものを除く。）

区分	主な対象施設
①第1種社会福祉事業を行う施設	高齢者福祉関係施設、障害福祉関係施設
②第2種社会福祉事業を行う施設	保育所、高齢者福祉関係施設、障害福祉関係施設
③継続保護事業を行う施設	更生保護施設
④介護老人保健施設	介護老人保健施設
⑤病院	病院（医療法第1条の5第1項に規定する病院）

(2) 減免額

下水道使用料（税込）の10%